



太告示第25号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。

令和8年6月25日

太地町長 三 軒 一 高



1. 当該特定空家等の所在及び概要

所 在：太地町大字太地字新屋敷3386番地8  
家屋番号：3386番8  
構 造：木造瓦葺平家建  
延床面積：28.09㎡

2. 所有者等に命じようとする措置の内容

当該特定空家等の除却

3. 措置の期限

令和8年7月27日

期限までに措置が行われない場合は、町長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「町長等」という。）が、当該措置を行う。

4. 動産の取扱い

町長等が2の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等の撤去処分をする。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう下記問い合わせ先へ通知すること。

5. 問い合わせ先

太地町役場 総務課

電話：0735-59-2335 FAX：0735-59-2801